

基金情報

No. 106 平成22年11月号

発行：東日本硝子業厚生年金基金
〒130-0026 東京都墨田区両国4丁目36番6号 ガラス会館3階
Tel 03-3633-6445 FAX 03-3633-7125
ホームページ http://www.glskkn.com

平成22年度・主要事業概況

事項	10月末数	対前月増減数	事項	10月末数(累計)	
事業所数(件)	233	0	年金掛金	調定額(円) 958,170,414	
加入員数(人)	男子	4,751	-28	収納額(円) 949,188,954	
	女子	2,130	-11	収納率 99.06%	
	計	6,881	-39	事務費掛金調定額(円) 38,932,962	
平均標準給与月額(円)	男子	336,684	150	資産運用	信託資産額(時価) 240億0,696万円
	女子	227,832	154		修正総合利回り -7.14%
	計	302,989	134		ベンチマーク差 -0.15%
受給者数(人)	6,222	18	慶弔金の支給件数・金額	63件94万円	
平均年金額(円)	508,166	728	年金相談件数	451件	

適用関係

「賞与支払届」について

賞与とは労働者が労働の対償として年3回まで支給されるものを対象とし、賞与・決算手当等名称が異なっても賞与を支給した際には、支給日から5日以内に「賞与支払届」に総括表を添付して年金事務所・健康保険組合・厚生年金基金へ届出をする必要があります。また、賞与支払予定月に賞与の支払いがなかった場合も、「不支給」として総括表のみ届出が必要になります。

■賞与にかかる保険料(掛金)の算出■

賞与に対する保険料(掛金)は、毎月の給与にかかる保険料(掛金)と同様に厚生年金保険・健康保険組合・厚生年金基金それぞれの保険料(掛金)率を賞与額に乗じて算出します。

賞与額は、実際の賞与支給額から1,000円未満の端数を切り捨てた額(上限有)を「標準賞与額」として算出します。

(賞与にかかる料率 平成22年9月1日現在)

厚生年金保険	1000分の122.58
厚生年金基金	1000分の38
(全国硝子業健康保険組合に加入の事業所)	
一般保険料	1000分の88
介護保険料	1000分の14.6

※賞与は事業主・本人折半負担となります。

■保険料(掛金)の扱いについて■

◆資格喪失月

例えば、資格喪失日が12月15日の方に12月中に賞与の支給があった場合、賞与支給日が資格喪失日の前でも後でも12月中に支給された賞与にかかる保険料(掛金)はありません。ただし喪失日前日までに支給された賞与については届が必要になります。

◆育児休業等期間中

保険料(掛金)が免除される育児休業等期間中は、賞与にかかる保険料(掛金)も免除されます。ただし保険料(掛金)が免除される期間は、育児休業等を開始した日の属する月から育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までとなります。

(例1)賞与支給日が12月10日、育児休業開始日が12月20日の場合→賞与にかかる保険料(掛金)免除

(例2)賞与支給日が12月10日、育児休業終了日が12月20日の場合→賞与にかかる保険料(掛金)納付

例1・2の場合共に賞与支払届が必要になります。

◆70歳以上の方

昭和12年4月2日以降生まれの70歳以上の被用者の方に賞与を支給した場合には、健康保険組合へ提出する「賞与支払届」とは別に年金事務所へ「厚生年金保険70歳以上被用者賞与支払届」の提出が必要となります。70歳以上の被用者の場合、厚生年金保険料の納付はありません。

■標準賞与額の上限■

標準賞与額は、厚生年金保険・健康保険組合・厚生年金基金それぞれに上限が設けられています。

◆厚生年金保険・厚生年金基金

上限は賞与支給1回あたり150万円です。(同月内に2回以上賞与が支給された場合は、合算して150万円を上限として算出します。)

◆健康保険組合

上限は毎年4月1日から翌年の3月31日までの1年間の累計で540万円です。(年間の累計で算出されるため、同一年度の2回目以降の賞与支給は注意が必要です。)

■賞与支払届提出時の留意点■

日本年金機構発足に伴い、全国硝子業健康保険組合から年金事務所への届書の回送が廃止されました。届出の際には年金事務所・健康保険組合・厚生年金基金それぞれにご提出いただきますようお願い申し上げます。届の処理が終わりましたら、それぞれから確認通知が送られてきますので、ご確認ください。また、年金事務所から配布される賞与支払届を使用される事業所は、健康保険組合と厚生年金基金にも忘れずに届出するようお願いいたします。

事業主・担当者様へのお願い

当基金では、国の記録と基金の記録の突合作業を行なっています。取得・喪失・月変・算定・賞与等の届出もれや記載内容についての誤り等あった場合お問い合わせすることもございます。その際はご協力いただきますようお願いいたします。

当基金の理事の交代がありました

平成22年9月16日に、菅井信二互選理事(竹本容器株)が退任されたことに伴い補欠選挙を行いました。渡邊宏男氏(日本硝子産業株)が選定理事に、島本光男氏(三和フrost工業株)が互選理事に就任されました。(平成22年10月1日付)

慶弔金のお知らせ

【慶弔金の種類】

- ◇ 弔慰金（加入期間5年以上の加入員が死亡したとき）
- ◇ 結婚祝金（加入期間3年以上の加入員が結婚したとき、または加入期間3年以上の女子加入員が資格喪失後3ヶ月以内に結婚したとき）

【給付金額】

- ◇ 弔慰金（遺族へ支給）
 - 加入期間 5年以上10年未満・・・5万円
 - 加入期間 10年以上・・・10万円
- ◇ 結婚祝金（加入員本人へ支給）
 - 加入期間 3年以上・・・1万円

【請求手続】

事業主を通じて当基金所定の請求書により請求（請求書は当基金のホームページからダウンロードできます）

【権利の消滅】

慶弔金を請求する権利は、その支給事由が発生した日から2年以内に行使しないと消滅します

* 詳しい内容につきましては、当基金へご確認ください

年金の確実な支給のために

住所や氏名の変更があった場合、当基金や連合会へご連絡が無い場合、裁定請求書がご本人に届かず、年金支給ができないことがあります。この様なことを防ぎ、年金を確実に支給するために、ご退職される方へ住所や氏名に変更があった場合は当基金や連合会に必ずご連絡する様、お知らせ願います。

事業主の皆様、加入員の皆様にはご協力の程よろしくお願い申し上げます。（将来、連合会から年金支給される方の住所・氏名変更につきましても、当基金へご連絡いただいても結構です。）

年金相談についてのお願い

従来、電話でもお答えしておりました年金額などのご相談につきまして、個人情報保護を目的から書面にて回答させていただきます。事業所のご担当者の方など第三者の方からお問合せいただく場合には、お手数ですが委任状をご提出ください。

掛金は完納しましょう

掛金の納付は便利な口座振替をご利用ください。

毎月、月末に自動引き落としとなります。納め忘れもなく、振込手数料もかからず、手続きも簡単です。

《口座振替銀行》

みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、東京都民銀行、東京東信用金庫

このほか、りそな決裁サービスを利用することにより、他の都市銀行、信託銀行、地方銀行、第二地方銀行、信金、労金、ゆうちょ銀行、信用組合(※)、農業協同組合(※)などの金融機関からでも口座振替を行うことができます。（振替日は28日となります。）(※)一部の金融機関は除きます。詳しくは当基金までお問合せください。

* 11月分の掛金納入期限は、平成23年1月4日となりますので、ご協力お願いいたします。

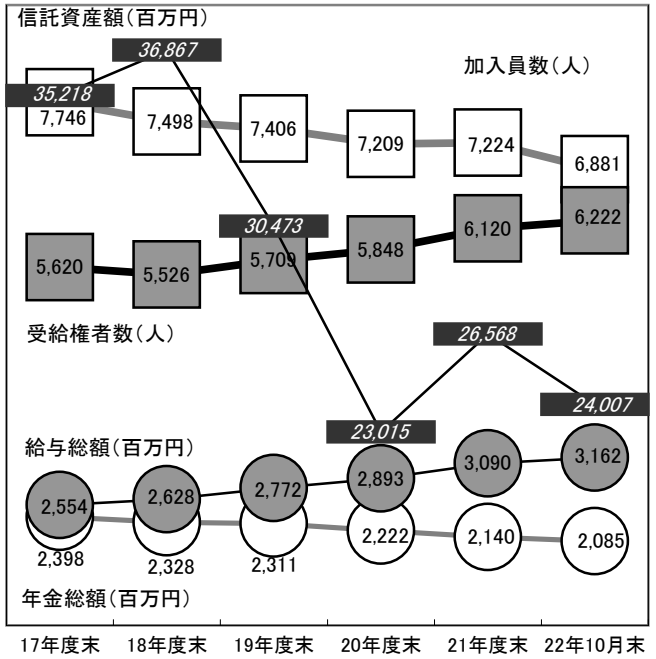
設立事業所の異動(規約変更関係等)・10月処理分

異動区分	事業所名	異動内容(新)	適用年月日
代表者変更	セントラル硝子工事㈱	中山 信 氏	H22.10.1
代表者変更	ジオマテック㈱	松崎 建太郎 氏	H22.10.1

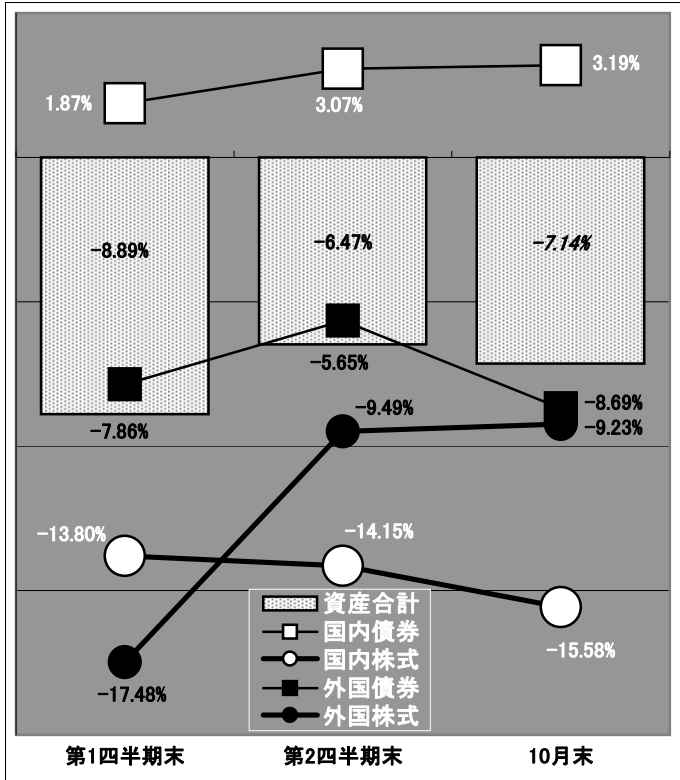
12月の予定

15日 告知書(11月分)発送
 15日 年金資産運用・財政運営委員会
 ※12月分の適用関係書類の切は1月6日です。

主要事業の推移



年金資産の運用状況・修正総合利回り<平成22年度>



【お願い】

当「基金情報」を加入員の方々が開覧いただけるようご配慮お願いいたします

ホームページでもご覧いただけます

当「基金情報」をホームページに掲載しています
 創刊号から直近号までご覧いただけます
 加入員の方も職場や家庭でぜひお読みください
<http://www.glskkn.com>

年末年始の業務日程のお知らせ

【年内】平成22年12月28日(火)まで
 【年始】平成23年1月4日(火)より通常業務